

## 一次救命処置（BLS）資格の保有について

令和 6(2024)年 4 月 1 日及び令和 6(2024)年 10 月 1 日付公認アスレティックトレーナー資格取得に必要な一次救命処置（BLS）資格の保有については、日本赤十字社以外の一次救命処置（BLS）資格でも可とする。ただし、アスレティックトレーナー資格更新において認められている下記条件を満たす講習会であること。

### ・対象講習の条件

- (1) 最新の国際ガイドラインに準じた成人向けの CPR および AED の講習会であること。
- (2) CPR および AED に関する実技の実習が含まれている講習会であること。
- (3) CPR および AED に関する実技評価の結果により、有効期限や認定日が記載されている修了証 または認定証を発行している講習会であること。

※有効期限が設定されていない BLS 資格については、対象にはなりませんのでご注意ください。

### ・対象講習会主催団体・機関

- (1) 日本赤十字社
- (2) 日本救急蘇生普及協会
- (3) 国際救命救急協会
- (4) 日本ライフセービング協会
- (5) Medics First Aid (MFA) JAPAN
- (6) マスター・ワークス
- (7) 消防署・消防庁
- (8) 日本 ACLS 協会
- (9) 日本サッカー協会
- (10) American Academy of Orthopedic Surgeons
- (11) American Heart Association
- (12) American Red Cross
- (13) American Safety and Health Institute
- (14) Canadian Red Cross

※(10)～(13)はアメリカ、(14)はカナダの組織

### 【参考】

・アスレティックトレーナー資格更新のための一次救命処置資格保持義務に関する基準

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/AT/BLSkijyunH29.0608.pdf>

・アスレティックトレーナー資格更新のための一次救命処置資格の保持義務に関する FAQ

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/AT/BLS\\_FAQ\\_202110.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/AT/BLS_FAQ_202110.pdf)